

## 埼玉県救急救命士養成試験問題等作成専門部会の開催について

令和 7 年 4 月 1 日施行

令和 8 年 4 月 1 日一部改正

## 1 趣旨

救急救命士養成教育訓練（以下「養成教育訓練」という）において使用する試験問題等の作成を行うため、埼玉県救急救命士養成教育訓練運営会議 4（2）の規定により、埼玉県救急救命士養成試験問題等作成専門部会（以下「専門部会」という。）を開催する。

## 2 構成

- (1) 専門部会の構成員は、議長が指名する。
- (2) 専門部会に、部会長及び副部会長を置き、構成員の互選により選任する。
- (3) 部会長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者の出席を求めることができる。

## 3 運営

- (1) 部会長は、専門部会の会務を総括し、部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- (2) 専門部会は、埼玉県消防学校長（以下「校長」という。）の求めに応じて、試験問題等の作成を行う。
- (3) 校長は、毎年度、県内の消防本部（局）消防（局）長に問題作成員として本校の研修生指導員経験者又は指導救命士の推薦依頼を行うものとする。
- (4) 部会長は、毎年度、県内の消防本部（局）消防（局）長が推薦し、校長が部会員としての見識があると認める救急救命士を問題作成員として置くことができる。
- (5) 校長は、専門部会長から問題作成等の役務の提供を受けた場合は、別に定める要領により、その出来高に応じて作成料を支払うものとする。
- (6) 専門部会の運営については、毎年度、埼玉県救急救命士養成教育訓練運営会議に報告することとする。
- (7) 専門部会の庶務は、埼玉県消防学校救急救命士養成担当において処理する。
- (8) 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。
- (9) 「埼玉県救命士養成試験問題等作成専門部会設置要綱の廃止について」による廃止前の埼玉県救命士養成試験問題等作成専門部会の下で開催された検討等については、専門部会に引き継ぐものとする。

## 別紙

	所属	氏名
1	さいたま赤十字病院 院長	清田 和也
2	深谷赤十字病院	長島 真理子
3	武蔵野徳洲会病院 総長・救急部長	阪本 敏久
4	川口市立医療センター 副院長・救命救急センター長	直江 康孝
5	獨協医科大学埼玉医療センター 救命救急センター長	松島 久雄
6	自治医科大学附属さいたま医療センター 副院長・救命救急センター長	守谷 俊
7	埼玉医科大学国際医療センター 副院長・救命救急センター長	栗田 浩樹
8	防衛医科大学校病院 病院長補佐・救命救急センター長	清住 哲郎
9	埼玉医科大学総合医療センター 高度救命救急センター長	澤野 誠
10	さいたま市立病院 救急科部長・救命救急センター所長	中野 公介
11	独立行政法人国立病院機構埼玉病院 統括診療部長・救命救急センター長	富永 善照
12	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会加須病院 救命救急センター長	速水 宏樹